

人事院総裁 藤井貞夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

（ 要 望 先：総理府総務長官，行政管理庁長官，
科学技術庁長官，大蔵大臣，文部大臣 ）

（ 写 送 付 先：自治大臣，各省庁直轄研究所長連絡協議
会代表幹事，国立大学協会会長，公立大学
協会会長，日本私立大学協会会長，日本私立
大学連盟会長，私立大学懇話会長 ）

国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善について（申入れ）

標記について，本会議第477回運営審議会の議に基づき，下記のとおり申し入れます。

なお，標記申入れのうち，貴院所管事項以外の関連事項については，別添（写）のとおり関係省庁あて要望したことを申し添えます。

記

不況が長期化する中で，物価騰貴がなお衰えをみせず，一方我が国をとりまく諸情勢がますます厳しさを加えつつある現在，国民に健康にして文化的な生活を保障するとともに，世界平和の確立，人類福祉の増進，文化の向上に貢献するための科学研究及び教育の役割と責任は極めて大きい。科学研究と専門教育の責を担う国立大学教官並びに研究公務員がその任務に安んじて専念できるために，諸条件，とくに待遇を十分に保障されねばならぬことは言をまたない。

本会議は，本年5月に開催された本会議の第70回総会において，「再び科学研究基本法の制定について」の勧告を議決したが，勧告に添付された「科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案」の第1章1-④で「科学研究の使命と社会的任務にかんがみ，国は科学研究の健全な発展を促進しなければならぬ。また，科学研究者に対しては，その社会的責任を果たすにふさわしい社会的地位，とくに諸権利，研究・労働条件，待遇等が保障されなければならない。」として，科学研究者の待遇保障の重要性を強調している。

昨年度の人事院勧告において，俸給表，扶養手当，住居手当，通勤手当等に関し，一定の改善を図られたことについては，その努力を多とするところであるが，これらはその後の物価騰貴によって完全に吸収され，加えて，研究に要する図書，学会費，学会出席費，学会機関誌への論文投稿にかかる費用等，研究・教育者の直接自己負担経費の著しい増大を含めて，科学研究者の生活は極度に圧迫されている。

よって，本会議は，大学・研究機関等で研究・教育に従事する者の給与水準，給与体系，勤務条件等について，全面的かつ根本的な検討が加えられ，抜本的改善が企画されることを望むものであるが，当面，次の諸点について申し入れる。

I 教育職・研究職に関する共通事項について1. 大学教官・研究公務員に有為な人材を確保し得るよう給与水準を大幅に引き上げること

（説明）人材確保法（略称）に基づいて，義務教育諸学校（中・小学校）教員については大幅な待遇改善が行われ，これに伴い国立大学教官についても給与の調整措置がとられたが，そ

の内容は、はなはだ不十分である。大学教官の給与をその職務にふさわしい水準に引き上げることによって、有為な人材の確保を図り、あわせて義務教育教員との梅衝を図ることは、社会的にも公正な措置である。また、大学教員にあっては、概して公務員給与と先導型であることから、その思い切った給与引上げは、私立大学教員にも当然に好影響を及ぼすものと考えられる。このような状況にかんがみ、私立大学教員にも好影響をもたらすよう積極的に措置することが必要である。

国立研究機関の研究公務員にあっては、民間企業研究機関の研究者に比して、明らかに較差が存在し、かつ人材確保法の実施以来、大学教官との較差も拡大している現状と、総合較差方式に再検討が加えられつつある実態から、当然較差の無条件是正が必要である。

2. 初任給調整手当の本俸繰入れと系列格差の解消を含め初任給の大幅引上げを図ること

(説明) 医療職以外の初任給調整手当は、その金額からいって、本俸と別建てにする意味に乏しく、本俸に繰り入れるべきである。更に、現行の系列格差は説得性に乏しいため、解消することが望ましい。

3. 若年教育職・研究職職員の待遇改善を図ること

(説明) 前記の初任給の大幅引上げに加えて、教育職(一)について標準職務表を一部改正し、助手・教務職員の3等級、4等級へのわたりを可能とすること。

4. 住居手当の支給限度額の引上げを図ること

(説明) 大学教官、研究公務員はその職務遂行上、通常の居室のほか書斎を必要とする。そのため、自宅及び借家、借間居住者とも多額の追加費を余儀なくされ、また、その負担能力のない場合には、書斎を持つことができず、研究効率を著しく低下せしめている例があまりにも多い。これに対して、現在の住居手当の支給限度額は低きに失するので、大幅に引き上げるべきである。更に、自宅新築者に対する加算額の支給年限も短かきに失するので、延長を図るべきである。

5. 高齢者昇給延伸措置を撤廃すること

(説明) 今日高齢者は、戦後の混乱と貧困の打撃を受けまた多年中だるみ賃金体系の被害を被りつつ、戦後日本の復興に寄与しながら、今また老後保障の極めて不備な状況下へと投げ出されようとしている者として、最も厚遇してしかるべきものである。その意味からしても、高齢者に対する昇給延伸措置はただちに撤廃すべきである。

6. 沖縄県在住科学者の待遇問題にとくに配慮すること

(説明) 沖縄県の国立大学教官並びに国立研究機関職員は、復帰前、多年にわたって苛烈な歴史的状況のもとに、困難な条件にめげず、研究・教育にあたってきた人びとである。しかも、復帰後においても研究・教育の上でなお本土との格差が是正される等幾多の困難な条件があり、航空機の利用を可能にする学会出席旅費、研究費の増額等を含めて待遇の改善に格段の配慮が払われなければならないが、とくに寒冷地手当に対応する暑熱地手当のような現地の特殊性を考慮した手当を新設することを要望する。

II. 大学において研究・教育に携わる者の待遇改善について

1. 現行職階制給与体系を再検討すること

(説明) 現行の教授・助教授・講師・助手という階級制給与体系は、研究・教育活動の本質からみてふさわしいとはいえないので、再検討を要望する。

差し当たり、講師の職務内容は、実態としても助教授のそれと大差がないので、現行俸給表における講師の3等級格付けを助教授の2等級格付けに変更し、両等級の一本化を図る方向で検討されることを要望する。

2. 指定職のわくの拡大を図ること

(説明) 教授などの指定職のわくを大幅に拡大し、大学間の格付格差を解消すること。

3. 大学院関係教官の俸給の調整額を改善すること

(説明)

(1) 大学院担当助手については、修士課程担当者についても調整額を支給すること。

(2) 前記の場合を含めて、修士課程調整額を博士課程調整額と同率とすること。

4. 大学の夜間部担当手当を支給すること

(説明) 現在、定時制又は通信教育を行う学校の教職員については単行法(昭和28年法律第238号)により手当が支給されているが、国立大学においては静岡大学、電気通信大学等、夜間部を有する大学が存在するにもかかわらず、この種の手当が支給されていない。勤労青年教育のもつ意義の重要性と大学教職員の夜間労働の困難性にかんがみ、夜間部担当手当のようなものを設ける必要があると考える。

5. 協力・支差的業務に従事する職員等について、調整額のわくの拡大、特殊勤務手当の改善等を含めて、その待遇を改善すること

(説明)

(1) 実験施設のオペレータ、図書館関係職員並びに実質的に教育・研究に従事している教務員・教務補助員等、研究・教育の補助的職員について格段の待遇改善を図ること。

(2) 医学部、附属病院、農学部、理学部等で実験動物の飼育等にあたる者は、その業務の危険性の除去を図るとともに、やむをえない場合は調整額を設けること。

(3) 医学部その他の研究施設で、死体の処理作業にあたる職員については、現在、死体処理手当が支給されているが、その業務の不快性、危険性にかかわらず、その額は低すぎる。かつ、その職務の特殊性からみて、特殊勤務手当とするよりも、むしろ俸給の調整額設定対象とすることが望ましい。

6. 研究休暇制度を確立すること

(説明) 大学において、研究・教育にあたる者がたえず清新で高度の研究水準を維持し、充実した魅力ある教育を行い得るためには、差し当たり勤務5～7年間に半年ないし1年の割で研究休暇を与えることが必要である。

Ⅲ 国立研究機関における研究職などの待遇改善について

1. 指定職格付の範囲を拡大すること

(説明) 国立研究機関の長及び長に次ぐ職にある者の全員指定職への格付、並びに号俸の引上げを図るよう配慮すること。

2. 特別調整額を増加すること

(説明) 部長等研究員(これに相当する事務部門の部長及び課長を含む)の特別調整額を全員第1種に上げるとともに、室長等研究員(これに相当する事務部門の課長を含む)のそれを第2種に格上げすること。

3. 研究職1, 2等級定数のわくを増加すること

(説明) 国立研究機関においては、研究推進上高度の能力をもった専門研究者を多数必要とするので、これに相当する研究職1, 2等級の定数わくを増加し、かつ1等級と2等級の比率を1:1に近づけることを要望する。

4. 研究標準職務を再検討すること

(説明) 国立研究機関においては、純粋の研究業務のほか、検査、検定、スクリーニング等の業務や研究企画・調整業務が相当の比重を占めており、かつ、これらは国立研究機関の性格上、必要不可欠の業務である。しかしながら、現行の標準職務表に基づく昇格基準では、研究論文等の業績が中心となるため、これら職員の待遇改善は極めて困難である。したがって、標準職務表を再検討するとともに、業務への貢献度を加える等、昇格基準を是正することが必要である。

5. 協力・支援的業務に従事する職員の格付及び級別定数を改善すること

(説明) 国立研究機関における成果の発揚は、研究部門における研究活動の促進を図るのみでは十分でなく、行政職(一)及び行政職(二)に属する職員が積極的に研究を支援することによってはじめて可能となる。これら職員の待遇改善を図るため行(一)職員については、研究機関を地方的機関とみなすことに原因する本省庁との格付格差を是正するとともに、級別定数を抜本的に改善して、昇格、昇任を円滑化すること、行(二)職員については、各場所の実態を調査して、技能(甲)、(乙)、労務(甲)、(乙)にかかる標準職務の再検討、最高号俸の引上げ、号俸の間差額の改善等の措置を講じることが望ましい。

また、行(二)職員の特1等級昇格は、部下数が第一に重視されているが、研究機関における業務は、個人の特殊の技能に基づくものが大部分であることにかんがみ、昇格基準に高度の技能の評価を加えるべきである。

6. 筑波研究学園都市への移転職員及び移転困難職員の処遇について適切な措置を講じること

(1) 昭和54年度完成を目的に実施中の首都圏における国立研究機関の筑波地区への移転に伴い、移転職員の移転手当は本俸の8%支給が配慮されたが、これを調整手当に切換え、行政職員の移転後における採用を円滑にするとともに、移転困難な職員手当は「退職手当法第5条」適用と同等の措置を講じること。

(2) 特別赴任手当制度を確立すること

国立研究機関の筑波地区への移転は、職員にとって生活上重大な変化をもたらす前例のない特殊事態のため、最近の民間企業と同様事例の実態と比較の上、移転時における負担の軽減を図るよう、特別赴任手当制度を考慮すること。

7. 国立研究機関における婦人研究者の採用、登用等を積極的に推進すること

(説明) 昭和51年2月5日事務次官会議において「行政機関における婦人の登用等について」の申合せが行われた。婦人研究者の地位改善については、本会議も審議を進めているとこ

ろであるが、国立研究機関における婦人研究者の採用、登用、能力の開発、発揮等について、積極的な努力を要望する。

IV 人事院所管以外と考えられる事項に関する協力要請について

下記の事項は、現行法上、たまたま人事院の所管事項外であるとしても、人事院設置の根拠法である国家公務員法上、人事院は「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善」に関して勧告権を有し、また「職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる」ことをその目的とされていることにかんがみ、しかるべき努力を払われるよう要請するものである。

1. 定員削減方針につき、政府の再考をうながすこと

(説明) これまで本会議は、第58回総会における「行政機関の職員の定員に関する法律案に関する声明」、第58回総会における「国立大学、国立試験研究機関等の定員問題について申入れ」、第59回総会における「国立大学、国立試験研究機関等の第2次定員削減問題についての勧告」などで指摘してきたように、今日、大学においては学部学生数及び大学院生数の増加にもかかわらず、厳しい定員管理政策のため、研究・教育に必要な人員が研究補助的職員及び一般事務職員等を含めて十分に確保できず、研究・教育上重大な支障をきたしている。また、国立研究機関においては、要請される業務量の増大にもかかわらず、定員はかえって減少し、研究業務の正常な運営が阻害されており、研究職新規採用の困難化、研究者の老齢化を招き、人員構成上もゆゆしい事態となっている。そこで定員削減方針の国立大学、国立研究機関への適用の解除につき、政府の再考をうながすことについて配慮されたい。

2. 旅費の増額について

(説明) 国立大学、国立研究機関等で研究・教育に従事する者にとって、学会出席、調査研究等のための出張が、研究・教育水準の向上やその業務の遂行上重要な意義をもつことはいくまでもないが、そのための旅費はまことに不十分であり、とくに若年研究者においてははなはだしい。よって、必要かつ十分な旅費が保障されるよう配慮されたい。

3. 非常勤講師給与の根本的改善について

(説明) 専任教育率の高い国立大学においてすら、研究・教育の必要上、非常勤講師は重要な役割を果たしている。しかるに、その講義料の低劣なことは、大学生がアルバイトとして行う家庭教師の賃金にも劣るほどのことであるのは周知のところであり、これは到底すぐれた研究・教育者を遇する道とはいえない。

早急に非常勤講師の抜本的待遇改善策を、現行時間ぎめを月ぎめに改めるがごとき算定方式の改善をも含めて、講じるよう配慮されたい。

4. 大学院生等の災害補償制度の確立について

(説明) 大学院生等が、今日、大学において研究等に果たしている役割は大きいにもかかわらず、その業務上の災害について、これを補償する制度がはなはだ不十分である。この点について、本会議はすでに第57回総会の議を経て「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告を行い、その後も同趣旨の要望を行ったところであるが、政府が国家的責任において速やかに対策を講じるよう配慮されたい。

5. 退職手当、退職年金等の改善について

(説明) 多年研究・教育に従ってきた科学者の老後については十分な生活保障をもって扱われるべきことは当然である。ことに異常な物価高の今日、定年退職研究者が生活難から学会費の支払いにすら難渋するというようなことは、到底文化国家の名に値いするとはいえない。そのため、退職手当を増額し、退職手当は全額免税とすること、退職年金は俸給年額の最低60%に引上げ、年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とすること、かつ、給与水準の改定に見合った年金のスライド制をただちに実施することなど、その改善について配慮されたい。

6. 研究公務員特例法の制定を図ること

(説明) 科学研究業務は、研究者個人の創意と自発性に依存するところが大きく、その特殊性から、研究者の任用、服務の態様を機械的に一般行政職と同一の基準で律することは、研究業務の円滑な推進のためにも好ましくない。よって、教育公務員特例法に準ずる研究公務員特例法を制定して、研究者にその能力を十分に発揮させる方策をとるべきである。研究公務員特例法の制定については、本会議が繰り返し要望し、第70回総会において、新たに「研究公務員特例法等特別委員会」を設置して審議を続けているところである。国としても国立研究機関の組織・運営のあり方と併せて早急に検討を開始されることを強く希望するものである。

10-9

総学庶第1293号 昭和51年8月2日

文部大臣 永井道雄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和52年度科学研究振興に必要な予算について(申入れ)

標記の件について、本会議第478回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

本会議は、政府に対し、従前より科学研究の振興に関して勧告を行っているが、なかでも、科学研究振興のための国家支出の飛躍的な増大とその体系の整備の緊要性について力説してきた。また、文部省所管の科学研究振興費、特に科学研究費補助金については、我が国の学問、とりわけ基礎科学の発展に果たしている役割並びに科学者の同補助金に対する期待が極めて大なるものがあるところにかんがみ、その大幅な増額を毎年、強く要望してきたところである。

それにもかかわらず、科学研究振興のための全般的経費は本会議の要望に応ずるに足る拡大増加がみられず、ことに科学研究費補助金については年々増額してきているものの、いまだ不十分であると考えるので、貴省の一層の努力を期待するものである。

科学研究費は、昭和51年度において幸い前年に比し、28億円の増額が行われたが、その申請総額857億円に対し、予算総額は198億円に過ぎず、かねての「要望」にも述べたとおり、近年の物価騰貴が研究費に及ぼす影響は深刻であり、この事態に対応する額としては極めて不十分である。そのため、科学研究費補助金の飛躍的増加を期待する科学者の声はいよいよ増大している。

本会議は昭和52年度においては、総額並びに区分を下表のとおりすることを適当と認めたので、その実現を強く要望するとともに、これを、人文、社会、自然の各分野を通じた科学研究の調和的発展のため、有効適切に使用する方法についても更に配慮を加えられるよう要望する。